

# さかいまち 議会だより

No. 144

平成20年11月1日発行

編集発行・茨城県境町議会  
広報編集委員会

〒306-0495 境町391-1  
TEL. 0280-81-1316  
FAX. 0280-87-5873



## 要望書を提出 圏央道調査特別委員会が県に

当調査特別委員会では、去る8月4日、議員10名、執行部からは、野村康雄町長始め、担当課長等参加のもとに、圏央道の早期完成と圏央道にアクセスする道路の早期整備の要望書を橋本昌県知事に提出しました。

当日は、インターチェンジ周辺の企業誘致なども併せてお願いをしました。

県でも財政が大変厳しい状況にあるとのことであります。が、圏央道及びその周辺アクセス道路については、平成24年度までに、必ず完成させるという力強いお言葉をいただきました。

更に、インターチェンジ周辺の開発に当たっては、20から30ヘクタール程度まとまれば、企業を紹介してくれるとのことであり、当町は位置的に立地条件は良いということあります。

当委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、町が平成19年度・20年度の継続事業として実施してきました「まちづくり基本A調査」の調査結果を担当課長から詳細な説明を受けました。

当委員会としては、この調査が基本構想であることから、早急に実施計画を策定するよう町に要請すると共に、コストを極力抑えた開発手法等を町に提言し、併せて、県との話し合いの場をもちいろいろな情報を得て、圏央道の波及効果を最大限づくりに生かすための具体的な諸施策を早急に協議検討して参ります。



## 圏央道の整備効果

### 都市相互の連絡強化

・県西地区の都市相互のつながりをスムーズにして、地域間の連絡や首都圏の中核都市との交流を促進

### 地域経済の発展

・物質輸送が便利になり、生鮮食料品の市場拡大など地域経済の発展  
・行動範囲の拡大  
・行動時間の短縮強化により、行動範囲がグーンと広がり、特に、茨城から神奈川方面へ、都心を通らないスマートな移動が実現

### 交通の円滑化

・交通の流れを円滑にし交通渋滞が緩和され、安全な生活環境を実現





# 常任委員会報告

## 総務委員会

9月10日、付託されました案件を審査するため町執行部から総務部長を初め関係課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案第42号

「境町土地開発公社定款の一部を改正する定款案」について、議案第51号「平成20年度境町一般会計補正予算中委員会所管分」について、陳情第4号「町長並びに町議会議員の選挙における選挙公報発行の条例制定を求める陳情書」についての3件であります。関係者から詳細なる説明を受け、慎重に審査をした結果、議案第42号及び議案第51号中、委員会所管分については、全会一致をもつて可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号についてでありますが、近隣で実施をしている市町の実施内容の報告を求め、併せて有権者の選択権、満足度を広義に解釈し、全会一致をもつて採択すべきものと決定いたしました。

## 教育民生委員会

9月10日前午後10時から出席委員全員、説明者として、執行部から民生部長、教育次長をはじめ関係課長の出席を求め、委員会を開催しました。付託されました議案等は、議案第51号「平成20年度境町一般会計補正予算（第3号）中委員会所管分」、議案第52号「平成20年度境町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第53号「平成20年度境町介護保

険事業特別会計補正予算（第1号）」、陳情第2号「地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書提出に関する陳情」、請願第3号「教育予算の拡充を求める請願」についてであります。

付託されました議案等を逐条審査とし、関係者から詳細なる説明を受けて、慎重に審査をした結果、議案第51号中委員会所管分、議案第52号、議案第53号については、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。また、陳情第2号及び請願第3号については、いずれも全会一致をもつて採択すべきものと決定いたしました。

産業建設委員会

去る9月10日前午前10時より産業建設委員会が開催されました。当委員会に付託されました議案は5議案であります。まず、最初に「本年度の一般会計補正予算の委員会所管分として農林水産業費・土木費の2款について慎重に審査をしました。

特に農林水産業費については、「いばらきの園芸産地改革支援事業の補助金決定によるものであり、又、土木費については、道路新設改良費（1の4号線・交付金事業）の決定など2款の追加増額補正額は6千3百12万円であります。

次に境町公共下水道特別会計補正予算についてでありますが、今回の審査内容については、公共下水道借

料を増額補正するものであり、今後も増額補正が必要なことになり、合併特

別会計補正予算についてであります。

次に境町農業集落排水事業特別会

計補正予算についてであります。

今回は、職員等の異動等により8百

2万円の追加補正がなされました。

次に基幹水利施設管理事業に関する事務委託についてでありますが、

土地改良法により事務の一部を当町から下妻市に委託するものであります。（委託料53万円）

最後に町道路線の認定についてであります。

次に、陳情第4号についてであります。

日本たばこ産業跡地（JT跡地）有効利用  
プロポーザル事業調査特別委員会報告

たが、平成16年9月の住民投票により合併はしないことになり、合併特例債を利用しての公共事業が不可能になりました。

例債を利用した場合のものであります。

この時点では、ウエルシアの鈴木社員は、境内に土地を物色しており、且つ

ウエルシアは17年12月に社名変更を

しておらず、変更前はグリーンクロス

・コアと称しており、この当時に都

設計がJT跡地に企画配置した企業

者は、グリーンクロス・コアをメイ

ンにてナント棟にファッショセン

ターしまむらと茨城トヨタ自動車（株）

及び町の子育て支援センターであり、

現在建設中のカスマミとしまむらが違

うだけであり、都設計がウエルシア

の代理人であるとすれば全てが説明

されなりません。

町は平成17年頭より、11月の間に

以上5議案については、いずれも

全会一致をもつて可決すべきものと

決定いたしました。

と推定されます。

この証拠は、ウエルシアの鈴木社員は、境内に土地を物色しており、且つ

ウエルシアは17年12月に社名変更を

しておらず、変更前はグリーンクロス

・コアと称しており、この当時に都

設計がJT跡地に企画配置した企業

者は、グリーンクロス・コアをメイ

ンにてナント棟にファッショセン

ターしまむらと茨城トヨタ自動車（株）

及び町の子育て支援センターであり、

現在建設中のカスマミとしまむらが違

うだけであり、都設計がウエルシア

の代理人であるとすれば全てが説明

されなりません。

尚、茨城トヨタについては、平成16年頃より常陽銀行境支店を通じ、JT跡地進出について町に申し込みをしており、17年11月に常陽銀行よりトヨタに18年の町長選挙後に何らかの動きがあると情報をもらつたとの証言を本委員会であり、ウエルシアとの動きと全く符合している。

注目すべきは、11月4日第3回の県より土地処分方法の検討する前に跡地の有効利用の検討をして、処分に当たっては住民の理解と透明性が必要との指導を受けた。

注目すべきは、11月4日第3回の県との打ち合わせ前の11月1日に町長室に町長、当時の助役、総務部長、財務課長と民間人の（株）都設計企画を行つた。

注目すべきは、11月4日第3回の県より土地処分方法の検討する前に跡地の有効利用の検討をして、処分に当たっては住民の理解と透明性が必要との指導を受けた。

力避けるため大型ショッピングセンターは排除し町主導による共同提案型事業であるプロボーザル事業として民間に売却処分することを町に答申した。検討委員会の答申を得た町は、急速JT跡地有効利用事業プロボーザル募集要項を作成し、平成18年11月1日公示より12月20日締切で公募を実施した。応募事業者は、①(株)カスミ、②ウエルシア関東(株)と茨城トヨタ自動車(株)、③地域振興センター共同組合④ウエルスマネジメント(株)及び北野建設株の4企業体であった。プロボーザル審査委員会は、町長を委員長に平成19年1月より2月にかけ開かれ、前記4社が選考対象であり地域振興センターは辞退し、カスミとウエルスマネジメントはいずれも大型SCであるため不採択となり、テナント棟に大型SC張り付け企画のないウエルシアが町の意図する通り全会一致で採択されたことは申すまでありません。

### (3) JT跡地売買契約締結と議会の議決

平成19年2月町財務課は、ウエルシアとの売買契約締結のため仮契約書を起案した内容が、法令に基づいて規定されている境町財務規則に沿つたもので欠点のない条文であつたので総務部長や副町長は決裁したのですが、町長はこの条文では厳しきぎて買ってもらえないとの起案書を却下し、大事な条文である契約解除、違約金、譲渡禁止等の9項目の条項を削除した地方自治法と町財務規則に違反する簡単な仮契約書を作成した。

### (4) 町長のカスミ出店容認

町長は、平成19年5月議会とプロボーザル審査委員を招集し、ウエルシアのカスミ出店につき協議会を開く

り替えさせ仮契約を締結してしまったのです。契約は議会の議決がなければ本契約にならないので19年3月で議員から「万一途中でプロボーザルの破棄に近い状態が起きた時はどうするのか。」と指摘され、町長は「ウエルシアとは信頼関係で必ず10年間は守つてもらう。」と表明し、そこで議会も町長を信用し全会一致で可決してしまった。

この法令と町財務規則に違反する契約書の運用でプロボーザル事業契約が台無しの全く異質なカスミ出店となり、町の混乱を招きましたので議会も調査するため百条調査特別委員会を立ち上げたのもその目的です。

しかし、この契約書条文でもウエルシアに順法精神があれば問題にならなかつたのです。本契約書にもプロボーザル募集要項に基づき提案されている事業計画及び土地の指定用途条項の遵守が規定されており、更に民法第1条第2項には、信義誠実の原則が規定されており、この原則は契約の趣旨にも基準となるという最高裁判所判例等もあり、法的には一方的に契約内容を変更して土地利用ができないため、カスミ出店を目指し町側に圧力をかけてくることになつた。

町長は、平成19年5月議会とプロボーザル審査委員を招集し、ウエルシアのカスミ出店につき協議会を開く

いたが議会は大型SCの出店はプロボーザルの募集要項と契約書に違反するので認められないとし計画の中止を求めた。

ファミリープラザ事業協同組合は、同6月町長に対しJT跡地にカスミ出店はプロボーザル違反だとして中止するよう要望書を提出し町側はプロボーザルに沿つて厳正に行うので大型SCの出店することはないと回答している。19年9月定例議会では、カスミ出店の話しが消えないので集中審議を行いプロボーザル事業として議決してあるので議決を遵守し、

議決してあるので議決を遵守し、にて司法の判断が下される。

### ○地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

### ○境町「日本たばこ産業跡地有効利用事業」開発工事に関する勧告を求める意見書

### ○教育予算の充実を求める意見書

の町政報告でカスミ出店を容認してしまった。町の意志決定機関である

議会の再議決の手続きをしてないま

で、政府においては、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させるようにする必要がある。よつて、政府においては、教育予算を国

の運営で水戸地方裁判所に境町長を相手に住民訴訟が提起され、今後裁判

まで今日を迎える。

また、一企業と3名の住民は、20

年7月に町監査委員に契約変更については地方自治法第96条第1項に基づいて議会の議決を求める 것을怠

りませんでした。子どもたちがどこに生まれ育つたとしても、ひとしく良質な教育が受けられるようにする必要がある。よつて、政府においては、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実

第8次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を策定すること。

二、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

三、学校設施整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

四、教職員の人材確保のため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

○地域の県立高校の存続と、30人以下学級実現でゆきとどいた教育を求める意見書

○境町「日本たばこ産業跡地有効利用事業」開発工事に関する勧告を求める意見書

○教育予算の充実を求める意見書

の30人以下学級を実現し、過度な競争をやめて、ゆきとどいた学校教育を実現してほしい」これは多く

の県民の願いです。一人ひとりの子どもたちが大切にされ、ゆきとどい

教育が保障される学校教育を実現するために、茨城県知事及び茨城県教育委員会委員長に次のことを要望する意見書を提出しました。

○境町「日本たばこ産業跡地有効利用事業」開発工事に関する勧告を求める意見書

○教育予算の充実を求める意見書

の県立高校を存続させること。

シリア関東(株)に対し、大規模小売舗立地法届にあわせて着工している日

本たばこ産業跡地開発工事について、勧告を速やかに行うよう強く要望する意見書を茨城県知事に提出しました。

○教育予算の充実を求める意見書

の県立高校の1学級の定員を30人以下とする

三、受験競争や遠距離通学を緩和す

るために、高校間格差を是正するこ

と。

○教育予算の充実を求める意見書

の町政報告でカスミ出店を容認してしまった。町の意志決定機関である

子どもたちがどこに生まれ育つたとしても、ひとしく良質な教育が受けられるようにする必要がある。よつて、政府においては、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実

